

○下田市災害用避難施設等整備事業補助金交付要綱

平成24年 6 月19日告示第53号
改正 平成27年 4 月 1 日告示第39号
平成28年 5 月10日告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害等が発生した際の対策として災害用避難施設等を整備する下田市内の自主防災会に対し、当該災害用避難施設等の整備に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関して、下田市負担金補助及交付金に関する規則（昭和31年下田市規則第28号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害等 地震災害、津波災害及び風水害をいう。
- (2) 災害用避難施設等 次に掲げるものをいう。
 - ア 避難路
 - イ 避難地
 - ウ 災害時孤立予想集落（静岡県の孤立予想集落台帳に記載されている集落に限る。）における航空支援拠点
 - エ 誘導看板その他避難地への誘導対策設備
 - オ 照明、倉庫、東屋その他避難路又は避難地の機能を向上させる付属設備
- (3) 自主防災会 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項に基づき地域住民が自主的に結成した防災のための組織をいう。
- (4) 避難路 自主防災会が設定する避難地に通ずる道であつて、住民が安全かつ徒歩により通行することができる幅員1メートル程度のものをいう。
- (5) 避難地 災害等が発生した際に一時的に避難することができる場所をいう。

(適用条件)

第3条 この要綱は、次の各号のいずれにも該当する場合に適用する。

- (1) 災害用避難施設等の整備箇所は、市が現地踏査を行った結果、適当と認めた箇所であつて、ほかに十分な災害用避難施設等がないこと。
- (2) 整備箇所に対して、当該年度中において既に下田市災害用避難施設等整備事業補助金が交付されていないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額等は、次の表のとおりとする。

区分	対象経費	補助率	補助金の額	限度額
自主防災会自らが行う整備	原材料費 物品購入費	10 分の 10	対象経費に補助率を乗じて得た額とし、千円未満の額は切り捨てる。	50 万円
事業者による工事を伴う整備	工事費	3 分の 2		100 万円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ下田市災害用避難施設等整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 整備箇所の位置図又は公図
- (2) 整備費の見積書の写し（内訳がわかるもの）
- (3) 整備箇所の写真（整備前の状況がわかるもの）
- (4) 土地所有者の同意書（様式第2号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の適否を決定し、下田市災害用避難施設等整備事業補助金交付決定通知書（様式第3号）又

は下田市災害用避難施設等整備事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更等の申請）

第7条 前条の規定による補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときには、下田市災害用避難施設等整備事業変更等承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。この場合において、第2号に規定する事由によるときは、当該変更に係る第5条各号に掲げる書類を添付するものとする。

- （1） 補助事業が予定の期間内に完了しないとき。
- （2） 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （3） 補助事業を中止しようとするとき。
- （4） 補助事業を取りやめようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、下田市災害用避難施設等整備事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 補助事業者は、補助事業の完了後30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、下田市災害用避難施設等整備事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） 整備箇所の完成後の写真
- （2） 整備費の請求書又は領収書の写し
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定通知）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額の確定をし、下田市災害用避難施設等整備事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第10条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、下田市災害用避難施設等整備事業補助金交付請求書（様式第9号）により、市長に補助金の請求をするものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 補助金を目的外に使用したとき。
- （2） 虚偽又はその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- （3） 補助金の交付の決定内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、下田市災害用避難施設等整備事業補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により、当該補助事業者に通知し、既に補助金が交付されているときは、下田市災害用避難施設等整備事業補助金返還請求書（様式第11条）により、補助金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

（維持管理）

第12条 補助事業者は、この要綱による補助金の交付を受けて整備した災害用避難施設等を、自らの負担において適正に維持管理しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年4月告示第39号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成28年5月告示第58号）

この告示は、公示の日から施行する。